

令和3年9月30日

教職員 各位

学 長

令和3年10月1日以降の新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針について

現在、本学は、[新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針](#)：レベル3+で対応しておりますが、静岡県の緊急事態宣言は解除されましたが、当面引き続きレベル3+で対応します。

(1) 授業

- ・在宅授業の実施
- ・感染防止措置を一層徹底の上、対面授業を一部実施

(2) 教員・研究活動

- ・感染防止措置を一層徹底の上、研究活動の継続
- ・セミナー等の集合形式の活動は自粛
- ・在宅勤務等の活用を推奨

(3) 事務職員、技術職員等

- ・執務室内の感染防止措置を一層徹底した上で、通常どおりの勤務
- ・在宅勤務等の活用を推奨

(4) 会議等

- ・可能な限りメール会議又はオンライン会議を行い、対面会議はやむを得ない場合のみ、感染防止措置を一層徹底した上で行う。

(5) 学生の入構

- ・感染防止措置を一層徹底の上に授業や研究、課外活動等のために登校が可能
- ・登校した場合も大学滞在は最短時間とする

(6) 課外活動

- ・感染防止措置を一層徹底の上、必要最小限の活動を可能とする（制限あり）

以下の通知も参照してください。

R3.5.28 [新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用 Web フォームについて（通知）【第2報】](#)

[【健康観察表】](#)

R3.5.28 [新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を教職員が受ける場合等における就業上の取扱いについて（通知）【第1報】](#)

- R3. 4. 26 [新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動について\(通知\)【第8報】](#)
- R2. 6. 4 [新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のために実施する早出遅出勤務の取扱いについて\(通知\)【第1報】](#)
- R2. 4. 23 [新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業等に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱いについて\(通知\)【第2報】](#)